

林業・木材製造業

労働災害防止規程

が大幅に変更されました

令和5年9月12日厚生労働大臣認可・令和5年12月11日適用

- ★ 林業・木材製造業労働災害防止協会は、最近の労働安全衛生関係法令や関係ガイドラインの新設・改正、近年の労働災害の態様等を踏まえ、「林業・木材製造業労働災害防止規程」の変更を行いました。
- ★ 林業・木材製造業労働災害防止規程は、労働災害防止団体にに基づき、当協会の会員が作業の実施方法等について講ずべき事項を具体的に定めたもので、「会員は労働災害防止規程を守らなければならない。」と規定されています。
- ★ 林業・木材製造業労働災害防止規程は林災防HPでご覧いただけます。

【変更のポイント】

- 1 伐木等作業の安全対策に係る労働安全衛生規則等の改正により、各種の安全措置、伐木等作業に係る特別教育の見直しが行われ、また、関連して、関係ガイドラインの改正が行われたことを踏まえ、チェーンソーを用いて行う伐木等作業等の新たに加えることが必要な事項について、労働災害防止規程に反映させ、安全対策を強化しました。
- 2 つる絡み及び裂け易い木の伐倒作業における激突され災害、集塵サイロ等作業におけるおが屑等に埋没することによる災害、テーブル式昇降装置におけるはさまれ災害、走行集材機械の走行に係る災害等について、再発防止のための規定の新設・改正による対策の充実を図りました。
- 3 当協会による調査研究の検討結果を踏まえ、伐木等初級者が就業できる業務に係る配慮と指導の規定を新設、困難木等の伐倒方法についても規定を新設・改正し、伐倒時における安全確保を図りました。

目次

第1 林業	3 柱上作業等の高所作業の墜落 防止措置	5
Ⅰ チェーンソーによる伐木等作業	Ⅲ 造林作業	
1 チェーンソーを用いた伐木等作業 に関する作業計画	1 作業計画	5
2 伐倒の方向と伐倒方法の選択	2 枝打ち等の高所作業	5
3 受け口及び追い口	3 刈払機の選定基準	5
4 立入禁止	第2 木材製造業	
5 かかり木の処理	Ⅰ 荷役作業	
6 大径木・困難木の伐倒	1 集塵サイロ等の内部における作業	6
6-1 大径木の伐倒	1-1 集塵サイロ等の内部における作業 の制限	6
6-2 困難木の伐倒	1-2 集塵サイロ等での積み込み作業等	6
7 伐木等初級者への配慮と指導	2 テーブル式昇降装置作業	6
7-1 伐木等指導者の指名及び職務 ..	第3 総則	
7-2 伐木等初級者に対する配慮	Ⅰ 総則	
Ⅱ 車両系木材伐出機械等による作業	1 高年齢作業者の安全と健康確保	6
1 作業計画	Q&A	7
2 走行集材機械の走行路の確保		



林業・木材製造業労働災害防止協会

I チェーンソーによる伐木等作業(その2)

4 立入禁止(変更規程第68条)

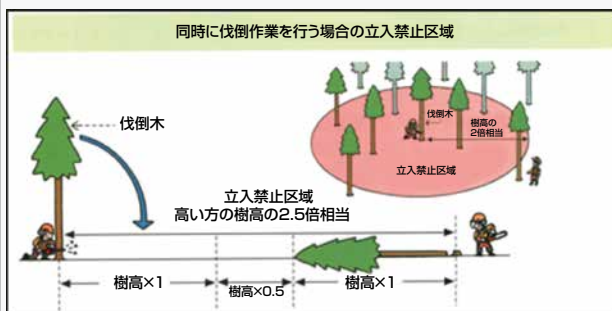
【変更の趣旨】

①他人伐倒による死亡災害を防止するための安衛則第481条第2項及び伐木等作業ガイドラインの7の(2)の改正を反映させました。

【変更の内容】

- 1 伐倒を行う場合、伐倒木の樹高の2倍相当の範囲内に他の作業者を立ち入らせない。
- 2 近接して伐倒作業を行う場合、高い方の樹高の2.5倍相当の範囲内に他の作業者を立ち入らせない。また、退避場所の選定では、前項の立入禁止区域に退避場所を確保させる。

[(1)(2)立入禁止区域]



5 かかり木の処理(変更規程第69条～第70条)

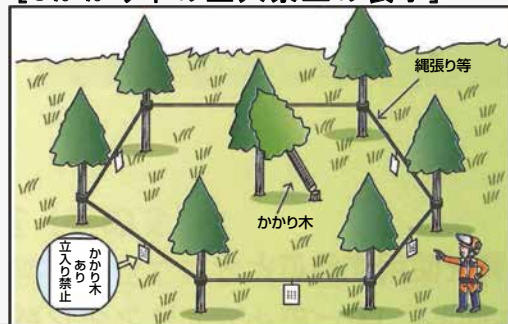
【新設・変更の趣旨】

①伐木等作業ガイドライン別添2の2の(2)のイ「かかり木の速やかな処理」及びウの「適切な機械器具等の使用」の改正を反映させました。

【新設の内容】(変更規程第69条)

- 1・2 作業計画でかかり木処理の作業方法を定め、発生時には速やかに当該作業方法で処理をする。
- 3 十分な安全が確保できないときは、作業指揮者の指示による。速やかな処理が困難な場合には、立入禁止措置を講じる。

【3かかり木の立入禁止の表示】



6 大径木・困難木の伐倒(変更規程第71条～第80条)

【新設の趣旨】

①伐木等業務に就く新規就業者等の作業者が、伐木等業務に係る特別教育終了後、5年毎に受講する安全衛生教育(労働安全衛生法第60条の2第2項に基づく危険有害業務従事者に対して安全衛生教育)の受講者は必ずしも多くはない。

②このため、当該安全衛生教育の重点項目である大径木・困難木の伐倒方法について、特別教育等のテキストで整理されている種類及びその伐木方法を災防規程に取り込むこととし、これにより適切な方法を身に付けてもらう機会を増やし、これらの伐倒時の安全確保を図ることとしました。

③加えて、大径木・困難木で、追いつる切りで伐倒するべきところを通常の伐倒方法(スタンダード方式)で行われたり、困難木の中でも、つる絡みの木の伐倒によるものや木の裂け上がりによるものが多く発生しているため、災防規程にも規定して普及する必要があります。

【③チェーンソーによる伐木作業の内、自ら伐倒した伐倒木に激突された死亡災害】

	平30年	令元年	2年	3年	4年	合計
林業	31	33	36	30	28	98
自己伐倒	7	10	16	14	6	53
倒れる方向が変わって激突(不適正伐倒)	1	2	3	3	2	11
裂けて跳ね上がり激突	—	1	5	2	2	10
つる絡み・枝絡みにより隣接木等が激突	1	4	2	6	1	14
その他	5	3	6	3	1	18

6-1 大径木の伐倒

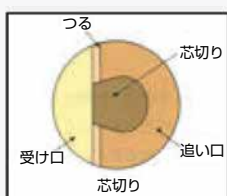
(変更規程第71条)

【新設の内容】

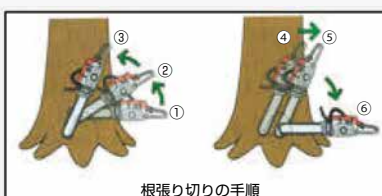
1 大径木の伐倒に従事する者に、次の措置を講じさせる。

- (1) 受け口を切るときは、必要に応じて芯切りを行う、
- (2) 立木の状況に応じて追いつる切りによる伐倒を行う、
- (3) 根張りが大きい場合は、追いつる口側以外の根張りを切り取った後に、伐倒を行う、
- (4) 伐倒時の跳ね上りを防ぐため、受け口を切り取った後にかどを切り落としておく。

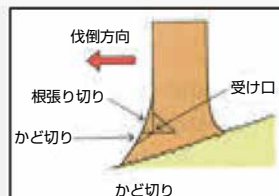
【(1)芯切り】



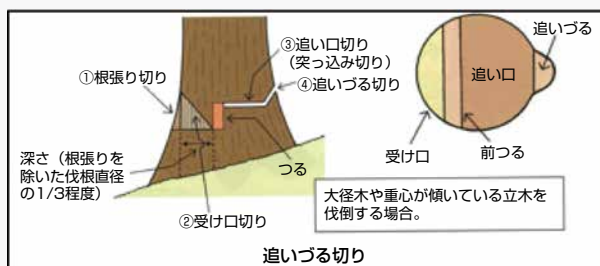
【(3)根張り切り】



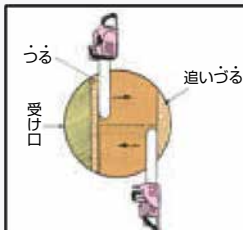
【(4)かど切り】



【(2)追いつる切り】



(突っ込み切り)



I チェーンソーによる伐木等作業(その3)

6-2 困難木の伐倒(変更規程第72条～第80条)

【新設の内容】

- ①困難木の定義(変更規程第72条)
- ②偏心木の伐倒(変更規程第73条)
- ③二又木の伐倒(変更規程第74条)
- ④枝がらみの木の伐倒(変更規程第75条)
- ⑤つるがらみの木の伐倒(変更規程第76条)

1 つるがらみの木の伐倒による死亡災害が後を絶たないことから、安衛則第477条の規定に基づき、伐木の作業を行うときは、つる等で、作業中に危険を及ぼすおそれのあるものを取り除くこととされている。このため、変更規程第76条第1項では、第2項のとおり、伐倒前につるを取り除くことができるよう、伐採着手前につる類を根元から切り離して枯らすこととしている。

2 第1項により、つる類を根元から切り離して枯らしておいて、第2項で、できる限り伐倒前につる類を取り除かせる。また、フジツルやクズ等のように、切り離して枯らしても、数年間は材質を保持し腐らないものがあることに注意するよう、周知する。

3 取り除くことが困難な場合の対応は、第3項により対応することとなる。

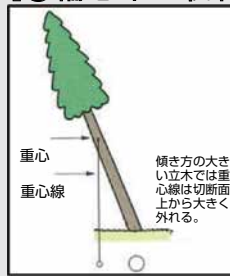
※旧規程第56条第2項は、伐倒木に激突される危険性が高く、災防規程で同項の措置を規定することは適当ではないので削除した。
- ⑥裂け易い木の伐倒(変更規程第77条)

2 裂け易い木の種類は、特別教育等のテキストで掲げられている11種類に、死亡災害の分析、文献等を参考に安全のために幅広く追加し22種類としている。
- ⑦腐朽木、空洞木の伐倒(変更規程第78条)
- ⑧被害木の処理(変更規程第79条)
- ⑨指示を要する木(変更規程第80条)

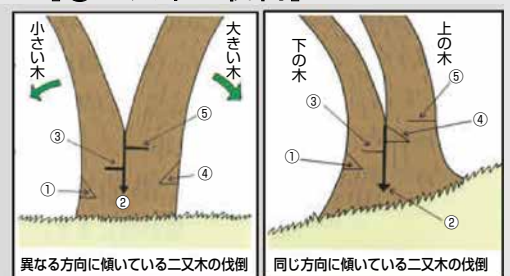
(1)、(2)、(3)の腐朽木及び(4)は、第72条「困難木の定義」の新設に伴い、「指示を要する木」に追加されている。

※旧規程第53条第5項・第6項のかかり木は変更規程第69条(かかり木に係る作業計画)等で対応することとしました。

【②偏心木の伐倒】



【③二又木の伐倒】



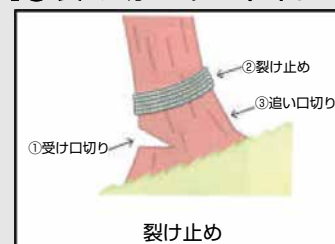
【④枝絡みの木の伐倒】



【⑤つる絡みの木の伐倒】



【⑥裂け易い木の伐倒】



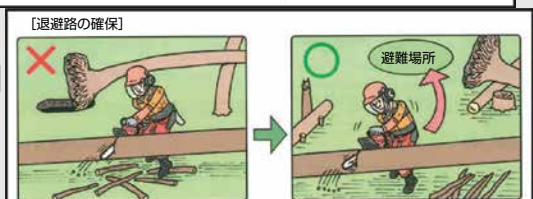
【⑦腐朽木、空洞木の伐倒】



【⑧被害木の処理:曲がり木の切断】



【⑨被害木の処理:退避路の確保】



7 伐木等初級者への配慮と指導(変更規程第46条・第47条)

【新設の趣旨】

- ①当協会の調査研究によると、平成12年～平成29年の18年間の死亡災害(全体の内、被災者の年齢と経験年数の把握できる745件)を分析した結果、新規就業5年未満の新規就業者の割合は25.2%を占めている。次は、5年から10年未満の11.9%となっており、新規就業者を対象に配慮と指導を講じることが重要です。
- ②このため、災防規程により「緑の雇用」事業による教育期間等も踏まえ、新規就業後の3年間は「伐木等初級者」として、配慮と指導に努めることとしました。

【経験年数別死亡災害発生件数】



I チェーンソーによる伐木等作業(その4)

7-1 伐木等指導者の指名及び職務(変更規程第46条)

[新設の内容]

1 伐木等初級者がいる場合は、伐木等指導者を、伐木等初級者がいる作業班ごとに指名し、第47条に定める事項を行わせる。

2 伐木等初級者、伐木等指導者とは次の者をいう。

- (1) 伐木等初級者は伐木等作業に係る特別教育修了者で、伐木等作業の経験が3年未満の作業者をいいます。
(「緑の雇用」事業でいえば、FW(フォレストワーカー)期間中相当の者)
- (2) 伐木等指導者は当該特別教育を修了し、当該作業の経験が概ね8年以上で、伐木等初級者の指導ができる者のうち、会員が指名した者をいいます。(「緑の雇用」事業でいえば、FL(フォレストリーダー)修了相当の者)

7-2 伐木等初級者に対する配慮(変更規程第47条)

[新設の内容]

1 伐木等初級者には、就業できる業務に係る次のような配慮に努める。

- (1) 普通木の単独伐倒を行わせないように努める(同一現場にいる伐木等指導者の指導の下で行う場合は可能)。
- (2) 大径木の伐倒を行わせないように努める(伐木等指導者の直接の指導の下で行う場合は可能)。
- (3) かかり木処理作業を単独で行わせないようにする。単独で伐倒していかかり木が生じた場合は、作業を中止させ、直ちに伐木等指導者の直接の指導の下で行わせる。現場を離れるときはかかり木の存在を明示する。
- (4) 困難木の伐倒は上記(2)「大径木」の伐倒と同じ。

2 上記1の(2)「大径木」の伐倒については、伐木等作業の経験が1年～2年の者の技能が向上したと判断したときは、(1)「普通木」と同様に、同一現場にいる伐木等指導者の指導の下で大径木の単独伐倒を行うことができる。

[伐木初級者の指導の内容とは?]

※変更規程第47条第1項第1号の普通木の伐倒では、伐木等指導者は、伐木等初級者に直接の指導を行うのではなく、同一現場内に所在していて、伐木等初級者から、ツールボックスミーティングなどの際や携帯電話、無線通信等による相談等を受けて、指導することを想定しています。ただ、伐木等初級者が大径木の伐倒等を行う場合は直接の指導が適当と考えます。

※これらを努力義務として新設しました。

※伐木等指導者は、伐木等初級者が配置される作業班の中で、その日の作業内容、作業者の経験等の状況に応じて会員が指名するものです。その場合、適格者である、複数人を配置したり(役割分担の実施が望ましい)、作業指揮者が兼務することも可能と考えます。

II 車両系木材伐出機械等による作業(その1)

1 作業計画(変更規程第87条～第89条)

[変更の趣旨]

① 安衛則第151条の89及び緊急連絡体制ガイドラインの改正を反映させ、また、チェーンソー作業計画の内容との整合性を図るとともに、作業計画の項目の充実を図りました。

[変更の内容]

① 事前の調査・記録の項目の充実(労働災害が発生した場合の措置、傷病者の搬出の方法)、リスクアセスメント等の実施、これらを踏まえた作業計画の作成を行う。

2 走行集材機械の走行路の確保(変更規程第133条)

[変更の趣旨]

① 近年における走行集材機械の転落災害をみると、その要因に、森林作業道の幅員や縦断勾配等が森林作業道作設指針(改正:令和3年4月1日2林整整第1400号)や安衛則の規定に則していないことによるもの、スイッチバック箇所でのバック走行によるものなどが見受けられることを踏まえ、同指針等を踏まえた走行路に係る規定を新設・変更しました。

[新設・変更の内容]

1 走行集材機械の走行路の作設等は、次の各号の事項を行わせる。

- (1) 走行路の縦断勾配の目安は18%(10度)以下
- (2) やむを得ず、制限勾配を設ける場合は、次の事項に留意

ア 制限勾配の目安は25%(14度)以内
イ 30m以上の急勾配の区間を設けない
ウ 急勾配の前後に緩勾配の区間を設ける

[(2) 走行路: 制限勾配]



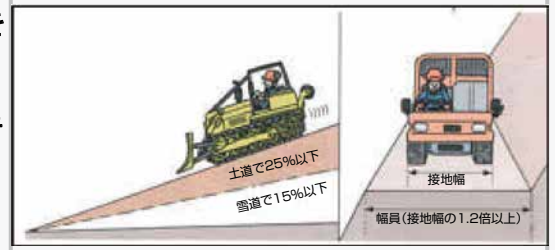
Ⅱ 車両系木材伐出機械等による作業(その2)

2 走行集材機械の走行路の確保(変更規程第133条)(その2)

[新設・変更の内容(続き)]

- (3)走行路の幅員は走行する機種種の接地幅の1.2倍以上を確保
- (4)走行路の曲線半径は、使用する機種、集材する原木の長さを勘案し安全に曲がれる最小半径を確保
- (5)走行路の曲線カーブは、雨天等を考慮してカーブ谷側を高く
- (6)走行路の終点に車回しを設け、原木を積載して集材する走行は前進走行を確保するようにする
- (7)走行路の維持のための横断排水路の設置、降雨後の路肩崩壊等の確認
- (8)路肩崩壊等の有無の確認のための除草の実施

[(3)走行路:幅員の確保]



3 柱上作業等の高所作業の墜落防止措置(変更規程第143条、第164条・第165条、第198条・199条)

[変更の趣旨]

①従来の「安全帯の使用」に関する規定について、平成30年6月に示された要求性能墜落制止用器具の使用に関する関係法令(労働安全衛生施行令第13条及び安衛則第518条等の改正)、関係ガイドライン(墜落制止用器具ガイドラインの策定)を反映させました。

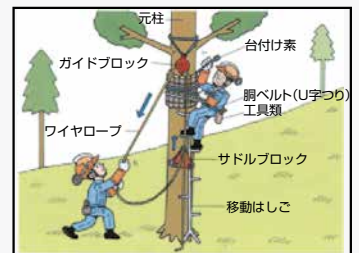
[変更の内容]

①柱上作業を行う場合には、保護帽の着用、必要に応じて、胴ベルト(U字つり)を使用する。特に、高さ2メートル以上の箇所での作業を行うときは、胴ベルト(U字つり)を確実に使用する(変更規程第164条・198条)。

②ただし、鋼製支柱又は木製支柱を用いる場合、要求性能墜落制止用器具のフック等を安全に掛けることができる当該支柱の主管等にフック等を掛けて要求性能墜落制止用器具を使用する(変更規程第165条・第199条)。

③タワーヤード等のタワーの柱上作業も鋼製支柱を用いる場合と同様であり、当該支柱にフック等を掛けて要求性能墜落制止用器具を使用する(変更規程第143条)。

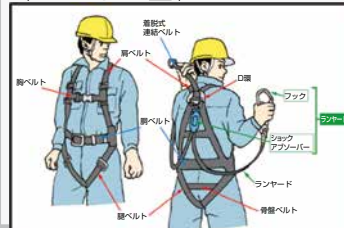
[(1)柱上作業]



[(2)要求性能墜落制止用器具]

(ハーネス型)

(胴ベルト(1本つり))



Ⅲ 造林作業

[変更の趣旨]

①労働安全衛生規則第151条の89及び緊急連絡体制ガイドラインの改正の反映及びチェーンソー作業計画の内容との整合性を図るとともに、作業計画の項目の充実を図りました。

②また、造林作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮をさせる。

[変更の内容]

①Ⅱの1の車両系木材伐出機械作業の「作業計画」を参照(P4)。

2 枝打ち等の高所作業(変更規程第275条)

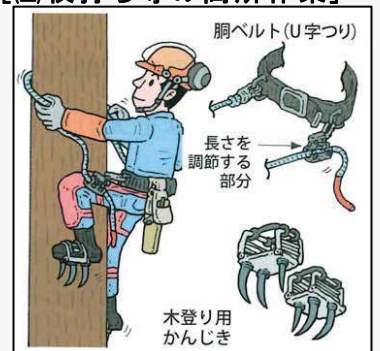
[変更の内容]

(1)略

(2)枝打ち等の作業で高所作業を行う場合には、保護帽を着用し、2メートル以上の高所での作業を行うときは、胴ベルト(U字つり)を使用する。

(3)~(5)略

[(2)枝打ち等の高所作業]



[(1)刈払機作業]



3 刈払機の選定基準(変更規程第278条)

[変更の趣旨]

①U字ハンドルの機種、股バンド等の使用は、調査研究等で、労働災害の発生状況、その構造、装着と使用の方法から、労働災害防止上、U字ハンドルの機種、股バンドの使用等が優れているとされ、「緑の雇用」事業においても、U字ハンドルの機種、肩バンド、腰バンド、股バンド等を使用することとしている実態も踏まえ、充実を図りました。

第2 木材製造業

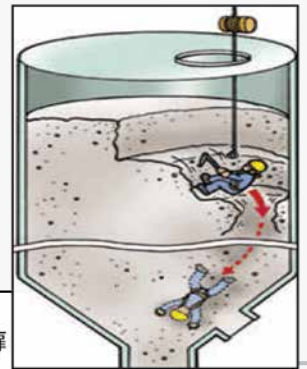
I 荷役作業

1 集塵サイロ等の内部における作業(変更規程第501条・第502条)

[新設の趣旨]

①集塵サイロ等の内部等での作業中におが屑等に埋没することによる死亡災害は平成15年～平成30年までの16年間は5件であったが、令和元年～令和3年の3年間で3件発生している。機械災害であることから同種災害発生の危険性が高いため、当該作業における再発防止のための規定を新設しました。

[①集塵サイロ等の内部作業]



1-1 集塵サイロ等の内部における作業の制限(変更規程第501条)

[新設の内容](変更規程第501条)

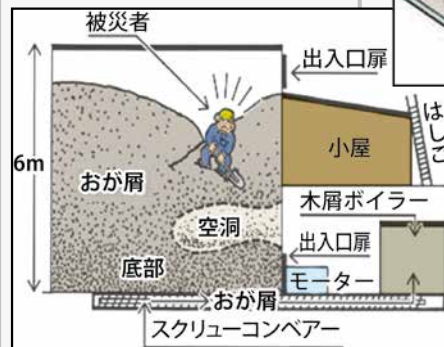
1集塵サイロ等の内部で、おが屑に埋没する等による危険のある場所で作業をさせてはならない。ただし、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じたときは、その限りでない。

2上記1の作業の場合に、その床部にスクリーコンベヤーが設置されているときは、その運転を停止する。

3上記2により運転を停止したときは、表示等による作業員以外による運転の防止措置を講じる。

4上記作業における作業手順を作成し関係作業員へ周知する。

[2・3 スクリューコンベヤー]



1-2 集塵サイロ等での積み込み作業等(変更規程第502条)

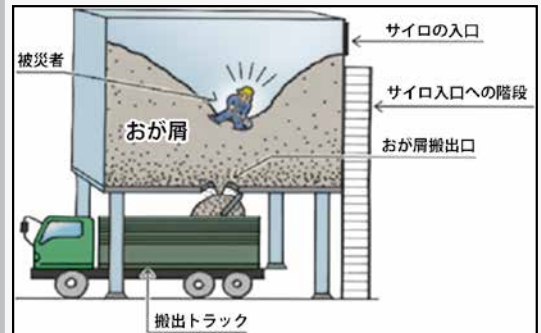
[新設の内容](変更規程第502条)

1集塵サイロ等のおが屑等の貨物自動車等への積み込み作業に当たって、当該作業を行う作業員以外の者を当該内部に立ち入らせるときは、前条の措置を講じるとともに、次の措置を講じる。

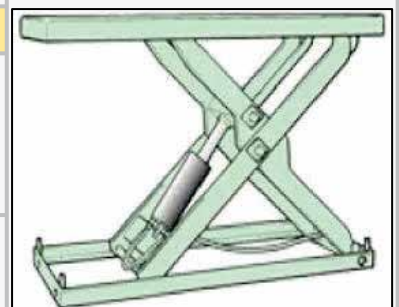
(1)内部で作業中である旨を、集塵サイロ等の排出用の蓋を開けるための操作を行う個所、集塵サイロ等に通じる通路等に表示する等により関係者に周知する。

(2)上記作業における作業手順を作成し関係作業員に周知する。また、おが屑等の回収業者の搬出作業員にも回収の際の作業手順、作業上の注意点を周知する。

[1集塵サイロ等での積み込み作業]



[①テーブル式昇降装置]



2 テーブル式昇降装置作業(第7節第2款: 変更規程第503条)

[新設の趣旨]

①テーブル式昇降装置のメンテナンス中のはさまれ災害による死亡災害が続けて2件発生しており、機械災害であることから同種災害発生の危険性が高いため、当該作業における再発防止のための規定を新設しました。

[新設の内容]

1テーブル等の下に立ち入らせてはならない。ただし、保守・点検等のため、次の措置を講じたときはこの限りでない。

(1)テーブル等の降下防止措置として、安全支柱等を取り付け、両端を固定する。

(2)上記(1)以外の措置がある場合には当該措置も確実に講じる。

2保守・点検等のため、リスクアセスメント等を実施して、作業手順を作成し関係作業員に周知する。

第3 総則

I 総則

1 高年齢作業員の安全と健康確保(変更規程第13条)

[新設の趣旨・内容]

○林材業、特に林業においては、高年齢作業員の特性にも配慮した取組みが重要であり、エイジフレンドリーガイドライン等を災防規程に反映させ、高年齢作業員の就労状況や、業務の内容の実情に応じて、実施可能な労働災害防止対策に取り組むよう努めることとしました。

Q&A

Q1 変更規程第60条の伐倒方向について、伐木等作業ガイドラインとの整合性もあり、上下方向の伐倒は「列状間伐の場合など」との例示が必要ではないか。

A1 列状間伐が増えている実情も踏まえて上下方向の伐採の留意点を示したものであるが、作業地の状況や集材方法等により伐倒方法は様々で、列状間伐の方法も一様ではないことから、一定の例示を行うことは困難と考えます。

Q2 変更規程第66条で、受け口の角度を「45度を基本とする」としているため、従来の「30度以上45度以下」と異なり、45度を超えることも想定されるが、角度の上限はありますか。

A2 安全性を高めるため、受け口の角度について、30度から45度の範囲で、極力45度方向へ導くことができるようにと考えています。

Q3 変更規程第79条の被害木に、転倒木、欠損木、欠頂木のほかに、傾斜木、かかり木状の木も定めないのですか。

A3 変更規程第79条が規定されている第3款「大径木・困難木の伐倒」は、一定数の種類や対処方法がある中で、伐木等業務に係る特別教育テキストで整理されてきた種類及びその伐倒方法等の範囲で整理しています。

Q4 変更規程第76条のつるを取り除くことができない場合の対応にはどのようなものが考えられますか。

A4 つるがらみの木の態様は多様であるため、個々の状態に即した組織的な対応が重要です。このため、変更規程第48条から第50条で、会員は、調査での把握やリスクアセスメント等を実施し、それらを踏まえて作業計画を作成することとしています。次に、現場作業時は、則第76条第3項より、作業者に単独で判断・作業を行わせるのではなく、同第80条の「指示を要する伐木」として、技能を選考のうえ、会員(事業者)が指名した者の指示によることとしています。

Q5 変更規程第46条の伐木等指導者と班長、作業指揮者との関係はどう考えるのですか。

A5 班長、作業指揮者は、安衛則等に基づき選任され全班員の指揮を行う者です。伐木等指導者は同じ作業班内の伐木等初級者の指導を行う者で、防災規程による上乘せとなっています。なお、伐木等指導者と伐木等初級者は、作業指揮者の指揮の下にいることは当然です。

Q6 変更規程第47条の第1項と第2項で、立木の伐倒は基本的には単独で行わないこととなっていることと、第3号で、「単独で伐倒していた伐倒木がかかり木となった場合」としていること、との関係はどう考えるか。

A6 変更規程第47条第1項第1号では普通木の伐倒について、努力義務として単独での伐倒をさせないしつつ、ただし書により同一現場に所在する同じ作業班内の伐木等指導者の指導の下であれば、単独伐倒も可能としています。また、大径木の伐倒は変更規程第47条第2項により単独伐倒が可能となります。

Q7 変更規程の遵守に向けて、会員としてどう取り組めばよいでしょうか。

A7 まず、支部主催の防災規程説明会で(リスクアセスメント集団指導会等の機会を含む。)内容を理解し、作業者に周知するとともに、経営トップとして作業者にその遵守を具体的に指示することから始まります。そして、リスクアセスメントの実施と作業計画の作成、安全教育の実施と作業手順の作成、安全パトロールによる点検、把握された問題点解消のための社内検討と改善などにより一つひとつ進めましょう。具体的な取組は、ブロック担当安全管理士や支部に相談してください。

※ このパンフレットに掲載されている、主な法令、ガイドライン等と略称は以下のとおりです。

- 1 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) … 「安衛則」といいます。
- 2 チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(令和2年1月31日付け基発第0131第1号)
… 「伐木等作業ガイドライン」
- 3 林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン(令和2年1月31日付け基発0131第4号)
… 「緊急連絡体制ガイドライン」
- 4 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)
… 「墜落制止用器具ガイドライン」
- 5 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(令和2年3月16日付け基安発第1号)
… 「高年齢労働者ガイドライン」
- 6 林業・木材製造業労働災害防止規程 … 「防災規程」、変更後のものは「変更規程」ともいいます。
- 7 チェーンソー作業の安全ナビ(安衛則第36条第8号特別教育用テキスト) … 「安全ナビ」

※ このパンフレットの印、項番の意味は以下のとおりです。

- 1 ①、❶、○、※の各印は、内容を区分するためのものです。
- 2 下線は、変更内容を理解するうえでのポイントを示しています。
- 3 変更規程の条項は、項は1、2で、号は(1)、(2)等で、示しています。